

府情個第248号
平成24年1月31日

環境行政改革フォーラム
事務局長 鷹取 敦 様

情報公開・個人情報保護審査会



理由説明書の送付及び意見書又は資料の提出について(通知)

下記1の諮問事件について、別添のとおり、当審査会に諮問庁から提出された理由説明書の写しを送付します。

また、あなたは、下記1の諮問事件について、情報公開・個人情報保護審査会設置法第11条の規定に基づき、当審査会に対し、意見書又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記2のとおり提出期限を定めたので、通知します。

記

1 諮問事件

諮問番号：平成24年（行情）諮問第14号

事件名：災害廃棄物安全評価検討会第5回及び第6回の議事録の不開示決定（不存在）に関する件

2 意見書又は資料の提出期限等

① 提出期限

平成24年2月21日（火）

② 提出方法

任意の様式により作成した書面を、持参するか、郵送又はファックスで情報公開・個人情報保護審査会事務局に提出してください。

また、提出された意見書又は資料は、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条の規定に基づき閲覧に供することがあり得ますので、その適否についてのあなたのお考えを、別紙「提出する意見書又は資料の取扱いについて」に記入し、意見書又は資料に添付してください。

不開示とする理由書

環 境 省

1. 事案概要

- (1) 異議申立人は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「情報公開法」という。）に基づき、環境大臣（以下「処分庁」という。）に対し平成 23 年 9 月 22 日付けで「災害廃棄物安全評価検討会第 5 回、第 6 回の発言者の名前の入った議事録（議事要旨ではない）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は平成 23 年 9 月 26 日付けでこれを受理した。
- (2) 本件開示請求に対し、処分庁は、「当該文書は作成・取得しておらず、不存在」のため、平成 23 年 10 月 12 日付けで行政文書不開示決定通知（以下「不開示決定」という。）を行った。
- (3) これに対し異議申立人は平成 23 年 10 月 19 日付けで処分庁に対してこの不開示決定について、「議事録もしくはそれに相当するものは当然のこととして存在していなければならないので、不開示決定を取り消し、開示とする決定を求める」という趣旨の異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行い処分庁は平成 23 年 10 月 20 日付けでこれを受理した。
- (4) 処分庁は、本件異議申立てについて検討を行ったが、本件不開示決定処分を維持するのを相当と判断し、処分庁において本件異議申立てを棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

2. 原処分における処分庁の決定及びその考え方

異議申立人は、平成 23 年 9 月 22 日付けで「災害廃棄物安全評価検討会第 5 回、第 6 回の発言者の名前の入った議事録」について処分庁に対して行政文書開示請求を行った。

災害廃棄物安全評価検討会（以下「検討会」という。）とは、平成 23 年 4 月 27 日付け福島県内の災害廃棄物の当面の取扱いに関する原子力安全委員会の助言の中で、「災害廃棄物の処分の方針を決定するに当たっては、廃棄物の種類、発生量、汚染のレベル等を把握した上で、安全評価を行い、その結果を踏まえ、適切な管理方法を決定する必要がある」とされたことを踏まえ、この助言の中で指摘されている安全評価を行うことを目的として環境省が設置した検討会である。

検討会は、環境、廃棄物処理、放射線といった各分野に精通する有識者で構成され、本検討会においては、放射性物質により汚染された（おそれのある）災害廃棄物の処理を円滑に実施するため、また、災害廃棄物の処分方法の技術的な検討を行うため、非公開のデータ等も含め、可燃物の焼却方法や焼却灰の埋立方法、これらの施設の満たすべき要件などの議論が行われている。このため、検討委員による率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれることのない意見の交換を実現するため、本検討会は非公開とし、会議終了後に環境省職員による記者会見を行い、会議の内容について対外的な説明及び質疑応答を行うとともに、会議資料及び議事概要を公表しているところである。

第 1 回から第 4 回までは、この議事概要作成の参考として、念のため速記録を速記業

者に外注して作成していたが、結果的に、当該速記録を使用しなくとも議事概要は作成できた。また、速記録の作成は外注であり別途費用が発生するといったことも踏まえ、第5回以降は速記録の作成を取りやめた。このため、異議申立人の求める第5回及び第6回検討会の議事録は作成・取得しておらず、不存在のため、情報公開法第9条第2号に基づき不開示決定したものである。

3. 異議申立人の出張

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人がした情報公開法第4条第1項の規定に基づく本件開示請求に対し、処分庁が平成23年10月12日付け環産発第111012002号をもって不開示決定とした処分の取消しを求めているもの。

(2) 異議申立ての理由

異議申立書に記載された異議申立ての理由については以下のとおり。

当該文書は、専門家を集めて行った検討会の正式な記録であり、業務を実施する上で必要不可欠な文書である。検討会では議事要旨は作成しているものの、組織として管理された文書としての議事録を作成しなければ、必要となったときに専門家の発言が具体的にどのような内容であったか確認することすらできない。本当に議事録を作成していなければ、担当部局が必要な業務の実施を怠っていることとなるからである。したがって、不存在とされた議事録もしくはそれに相当するものは当然のこととして存在していなければならない。

4. 異議申立人の主張についての検討

異議申立人は、対象文書は当然のこととして存在していなければならないので、改めて開示するよう求めていることから、その主張について検討する。

異議申立人は、議事録が検討会の正式な記録であり、業務を実施する上で必要不可欠な文書であると主張する。

しかし、検討会の運営にあたり議事録を作成しなければならないことというのは規定がなく、議事録が検討会の正式な記録であるという異議申立人の主張には理由がない。

また、異議申立人は、必要となった時に専門家の発言が具体的にどのような内容であったか確認することすらできず、担当部局が必要な業務の実施を怠っていることになると主張する。

しかし、前述のとおり検討会の運営においては、議事録の作成を業務として求めているが、議事概要は、議事の透明性を確保することのほか、検討会での議論の内容や結果等を検討会委員と環境省担当者等の関係者間で共有し、次回以降の検討会での議論を円滑にする上から作成するとしており、これによって担当課室の業務が達成されることから、担当部局が必要な業務の実施を怠っていると主張する異議申立人の主張には理由がない。

なお、もし専門家の特定の発言内容を確認する必要がある際は、議事概要を当該専門家に示す等することで、確認が可能である。

以上のことから、本件対象文書を作成・取得する必然性は認められず、異議申立人の主張には理由がないことから、本件異議申立ては棄却することとしたい。